

総 括 調 査 票

事案名	(6) 選挙執行委託費			調査対象 予算額	平成 21 年度 : 61,966 百万円 平成 19 年度 : 52,629 百万円		
所管	総務省	組織	総務本省	会計	一般会計	調査区分	財務局調査
						取りまとめ財務局	福岡財務支局

①調査事案の概要

(事案の概要)

国政選挙に係る経費は全額国庫負担であり、地方公共団体に対して委託費の形で経費を支出している。国が支出すべき経費の額については、選挙執行経費基準法によってその基準額等が具体的に規定されている。

18年度予算執行調査では17年8月に実施した衆議院議員総選挙の執行実績等を調査し、その結果等を踏まえて1投票所当りの基準単価等を見直したところ(19年3月に選挙執行基準法を改正)。19年7月の参議院議員通常選挙では見直しを踏まえた執行単価にて選挙が実施されたところであり、フォローアップを実施する。

(参考)

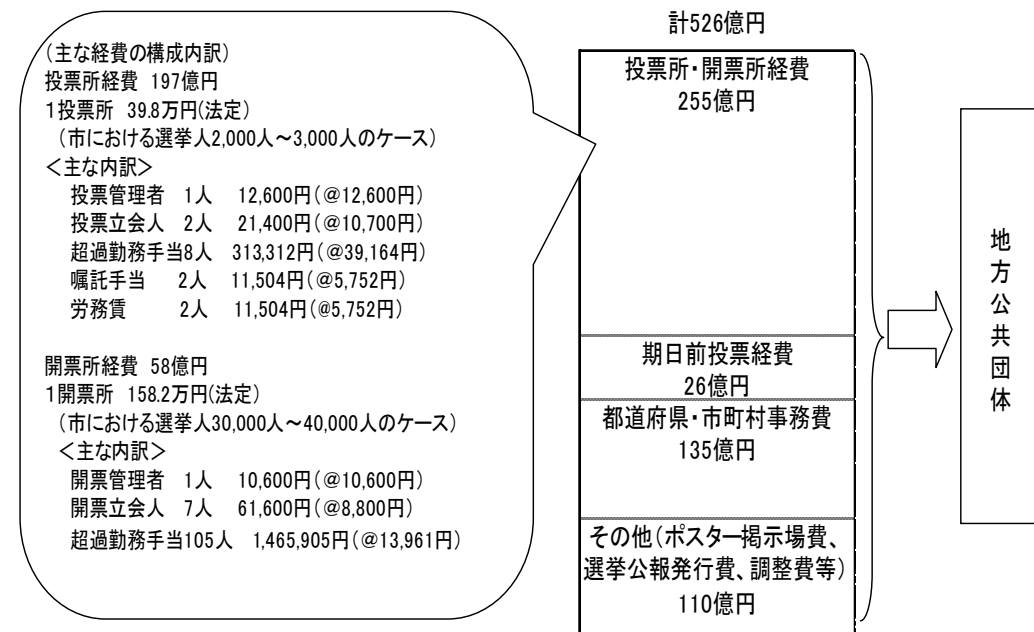
- 公職選挙法(昭和三十五年法律第百号)(抜粋)
(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)
第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する費用は、国庫の負担とする。
一～十二(略)
- 地方財政法(昭和三十三年第九号)(抜粋)
(地方公共団体が負担する義務を負わない経費)
第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。
一 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び国民投票に要する経費
二～九(略)
- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和三十五年法律第七十九号)(抜粋)
(目的)
第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

選挙執行委託費の予算額の推移

16年度 (参議院議員 通常選挙)	17年度 (衆議院議員 総選挙)	19年度 (参議院議員 通常選挙)	21年度 (衆議院議員 総選挙)
570億円	698億円	526億円	620億円

(注)17年度は予備費使用額

19年度参議院議員通常選挙執行委託費予算額の構成内訳



事案名

選挙執行委託費

②調査の視点

《調査の対象》

平成 19 年 7 月 29 日に行われた参議院通常選挙に係る執行経費のうち、市町村に交付される委託費（主に、投票所、開票所に係る経費）を、対象とする。

具体的には、平成 19 年中に地方選（首長選、議会議員選）の行われた市町村のうち 50 団体を取り上げる。

《調査の視点》

平成 18 年度に実施した予算執行調査（選挙執行委託費）のフォローアップを実施する。

具体的には、上記団体の参院選の執行経費について、
 (1) 基準法の基準額の算定基準と執行実態との比較
 (2) 平成 19 年度中に実施された地方選の執行経費との比較

等を行い、効率的な執行が行われているかを検討・検証する。

○調査対象市町村の内訳

	政令市・特別区	市	町村	総計
調査対象	(3)	(19)	(28)	(50)
全国総数	37	736	1,466	2,239

(参考)1.調査対象の上段()は前回調査対象数
 2.全国総数は平成17年国政調査時の団体数

○調査時期：21 年 4 月～5 月

○調査方法：財務局による書面及び実地調査
 (実地調査先：24 団体)

③調査結果及びその分析

(1) 基準法の基準額の算定基準と執行実態との比較

①投票所・開票所の人的配置状況【表 1】【表 2】

投票所・開票所それぞれで算定基準との乖離がみられた。投票所の事務従事者数について、基準法の算定基準を政令市・市は上回っているものの、町村は下回っている。また、従事時間については、算定基準を政令市・市、町村ともに下回っている。開票所の事務従事者数及び従事時間については、政令市・市、町村ともに基準を下回っている。

②非常勤職員の活用状況【表 3】

基準法では、秘匿性や厳密性を理由に投票所・開票所事務に主に市町村の正規職員が従事する前提であるが、実際には政令市・市を中心に 1/3 の団体で非常勤職員が活用されている。非常勤職員を活用する団体において、その報酬は正規職員の 5 割弱となっている。

③投票所入場券の送付方法【表 4】

基準法では、単価に選挙人数を乗じているが、実態は 6 割の団体が世帯宛に郵送している。世帯宛に郵送している選挙人 1 人当りの送付単価は、個人宛にはがきで郵送する単価の約 6 割となっている。

(2) 参院選と地方選の執行経費の比較

①参院選と地方選の執行経費の比較【表 5】【表 6】

各団体(同日選の団体を除く 43 団体)の参院選の執行経費は、人件費で地方選の 1.4 倍、物件費は地方選の 1.2 倍となっており、前回調査より差は縮小している。

しかし、主要経費が地方選の 1.5 倍以上の団体が半数あり、物件費が地方選の 2 倍以上の団体が約 3 割あるなど、執行状況に大きな差がある。

また、共通経費と思われる備品類の参院選経費と地方選経費の負担状況を見ると、物品関係の購入経費はほとんどの団体が参院選経費から支出している。

②同日選の場合の執行経費の取扱い

参院選と地方選の同日選が行われた 7 団体すべてにおいて、共通経費は参院選経費で負担しており、いずれの団体も按分に関する規定は設けていない。

③参院選執行経費の物件費の状況【表 7】

参院選の執行経費の物件費の内容を必要性・効率性からみると疑問と思われる支出が見受けられる。

(3) 情報の共有化

他市町村の効率的な取組事例や監査結果等の情報収集については、市町村間ではある程度行われているものの、各都道府県の対応にばらつきがあり、情報の共有化が充分行われているとは言えない。

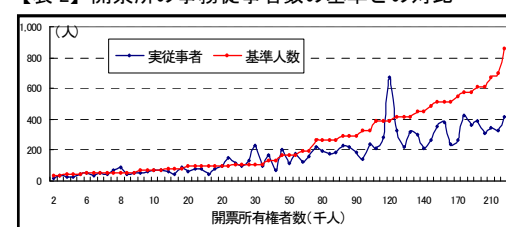
【表 7】参院選執行経費として疑問と思われる事例

(a) 自動車購入経費	選挙期間中は広報車。他期間は総務課業務用車
(b) 投票所修理経費	網戸工事、天井ライト交換、エアコン修理等
(c) 自動機器等選挙機材	参院選実施後に参院選経費で購入、同日選であるが全額参院選経費で購入、パソコンを一般事務に使用等

【表 1】投票所・開票所の事務従事者数及び従事時間

	団体数 (団体)	事務従事者数計 (人)	基準事務従事者数計 (人)	従事時間 (時間)	基準従事時間 (時間)	(基準法の算定基準=100%)		
						事務従事者数(A)	従事時間(B)	(A)×(B)
投票所	28	1,848	2,025	13.8	16.4	91.3	83.9	76.6
開票所	22	13,402	12,682	14.4	16.7	105.7	86.5	91.4
市町村計	50	15,250	14,707	14.3	16.6	103.7	86.3	89.5
開票所	28	1,790	1,921	3.7	5.0	93.2	74.0	69.0
投票所	22	9,953	14,670	3.5	5.0	67.8	70.3	47.7
市町村計	50	11,743	16,591	3.5	5.0	70.8	70.9	50.2

【表 2】開票所の事務従事者数の基準との対比



【表 3】正規職員と非常勤職員の報酬の比較

	全市町村 正規職員	非常勤職員活用団体		(B)/(A)
		正規職員(A)	非常勤職員(B)	
投票所	3.4万円	3.9万円	1.8万円	46.6%
開票所	1.0万円	1.1万円	0.5万円	46.5%

(注)非常勤職員活用団体：投票所17/49団体、開票所5/49団体

【表 4】投票所入場券の選挙人への送付方法

郵送	世帯宛	はがき 封書	計	団体数 (団体)	選挙人1人当たり 平均単価(円)
				15	21.8
				15	26.1
				30	25.2
	個人宛	はがき	計	16	41.4
	郵送以外	自治会	計	4	0.1

(注)送付方法が複数ある団体については、主たる送付方法による。

【表 5】参院選と地方選の執行経費の比較

	主要経費	うち人件費(範囲)	うち物件費(範囲)
市町村平均(43団体)	1.3	1.4(0.5~7.9)	1.2(0.3~5.5)
地方選未満	2団体(5%)	1団体(2%)	3団体(7%)
地方選の1.5倍以上	22団体(51%)	14団体(33%)	22団体(51%)
地方選の2倍以上	4団体(9%)	4団体(9%)	13団体(30%)
地方選の3倍以上	1団体(2%)	1団体(2%)	3団体(7%)

(注1)各団体の地方選経費を1としたときの参院選経費の比率。
 (注2)主要経費とは投票所経費、期日前投票所経費、開票所経費、事務費及び調整費。

【表 6】共通経費と思われる備品類の負担状況

	自動機器	机・椅子	開票・記数台	投票箱
参議院経費 (千円)	46,858	4,299	3,520	2,792
地方選経費 (千円)	6,557	525	1,532	824
参院選経費で購入した団体数	30団体	8団体	8団体	3団体
地方選経費で購入した団体数	2団体	1団体	1団体	0団体
両選挙の経費でそれぞれ購入した団体数	1団体	0団体	1団体	1団体
団体数 合計	33団体	9団体	10団体	4団体

④今後の改善点・検討の方向性

基準法については、昭和 25 年の制定以降、これまで単価改定を中心に改正されてきており、平成 19 年にも改正されたところであるが、左記の調査結果を踏まえ、さらなる効率化の観点から、以下の点について、見直しを行う必要がある。

●基準法は人件費中心の積算となっており、近年の自動機器の導入といった執行実態と乖離している。

◇事務従事者等について執行実態を踏まえ基準の引き下げが必要(要法律改正)。特に、「投票所従事時間の見直し(17時間→15時間程度)」、「開票所従事時間の見直し(5時間→4時間程度)」、「開票所の加算率の見直し(30%→20%程度)」、「非常勤職員の活用」

●物件費も、執行実績と乖離しているほか、備品購入等について、依然として必要性・効率性から疑問と思われる支出が見受けられる。

◇備品購入や公共団体との経費按分に關するルールを定める(ガイドラインの作成等)とともに、必要に応じて精算時における明確確認を行い基準に沿った経費しか認めないなど、事後チェック体制の構築が必要。

また、事業実施の合理化・効率化を図る観点から、各団体の経費削減策の検討、情報の共有化を一層推進すべき。

●投票所入場券及び選挙公報の送付方法等について、より効率的な手法を検討すべきである。

◇投票所入場券は世帯別送付が経済的・効率的であり実施を検討すべき。
 ◇選挙公報の配布も自治会活用等経済的・効率的な手段を検討すべき。

●自動機器の導入、先進的な団体の取組み(人員配置の見直し、作業しやすい服装と運動靴使用、イチゴバック活用による効率的な票の区分け等)及び継続した効率化策(投票所数の見直し等)などの情報の共有化を図り効率的業務執行を図る体制整備が必要である。